

# 確定申告ガイド

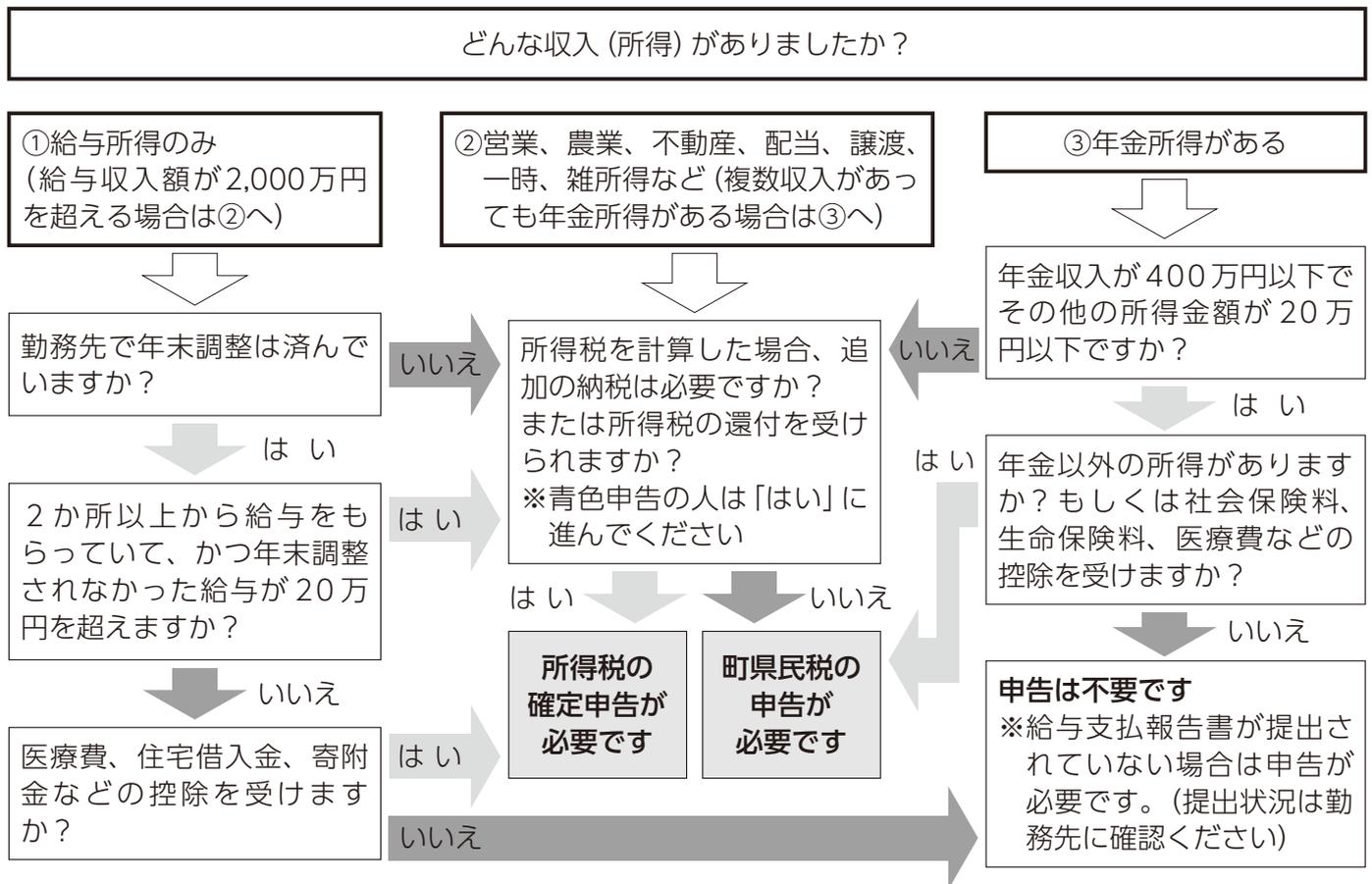
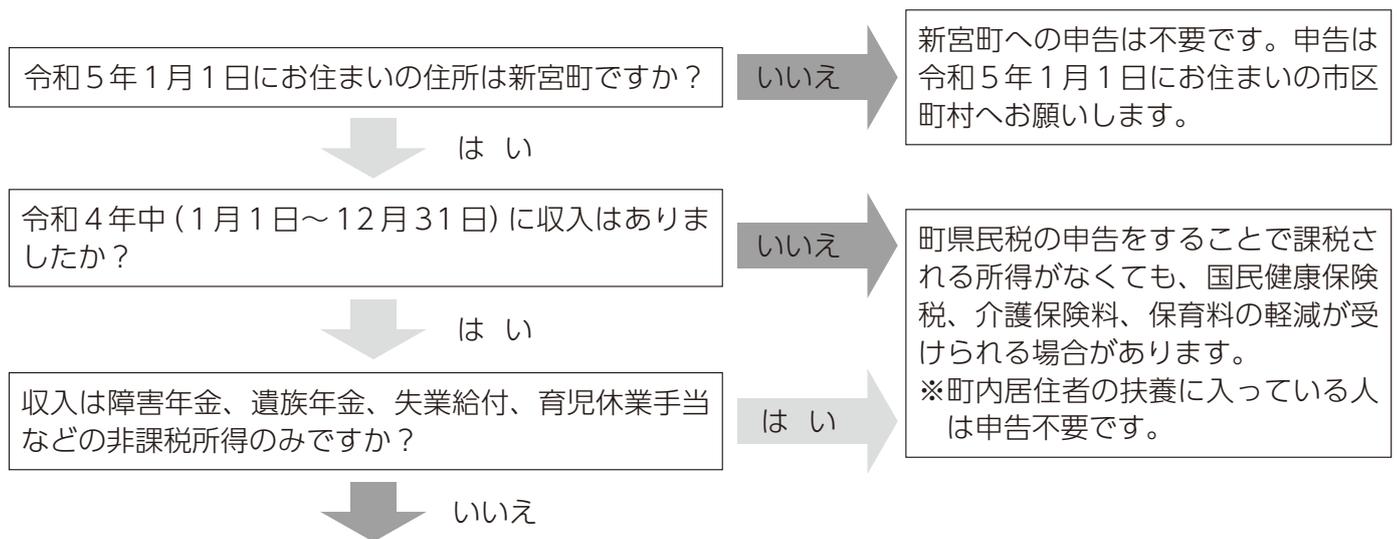
問い合わせ先  
役場税務課 ☎963-1731 (直)  
香椎税務署 ☎661-1031 (代)

～所得税の確定申告、  
町県民税(住民税)申告を忘れずに！～

**確定申告会場開設期間 2月16日(木)～3月10日(金)**

※土曜日・日曜日・祝日を除きます。※香椎税務署では2月8日(水)～3月15日(水)です。

## Step 1 申告が必要かどうかをチェック



# Step 2

## 申告会場は？

### 役場 3階大会議室

**受付期間** 2月16日(木)～3月10日(金)  
**受付時間** 午前9時～11時、午後1時～3時  
▶年金・給与収入のみの人  
▶営業・不動産・農業などの収入がある人

#### ◆「自己申告コーナー」設置！

専用のパソコンを準備しており、申告書を自分で作成することができます。必要に応じて職員が作成の補助をします。

#### ◆営業所得などの事前予約

営業・不動産・農業などの収入がある人は、予約すると優先的に案内します。

**予約期間** 2月3日(金)～予約希望日前日の午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

**予約方法** 電話または税務課窓口

#### ■感染防止対策をして来場してください

混雑緩和のため、入場制限を設ける場合があります。

### 新宮相島漁業協同組合本所 2階

**日時** 2月2日(木)  
午前9時30分～午後4時  
**必要なもの** 利用者識別番号が分かるもの

### 税理士会による申告相談センター(福岡会場)

**日程** 2月13日(月)、14日(火)、15日(水)  
**時間** 午前9時～午後3時  
**場所** 九州北部税理士会館  
(福岡市博多区博多駅南1-13-21)  
**【問い合わせ先】** 九州北部税理士会事務局  
☎473-8761

次の人は、必ず香椎税務署で申告してください。

- ▶前年分の事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人
- ▶株式や土地建物・商品先物取引など特殊な所得がある人
- ▶贈与・相続の相談・申告
- ▶令和5年1月1日以降の申告で、1年目の住宅借入金等特別控除を受ける人



### 香椎税務署

※駐車場は利用できません

**受付期間** 2月8日(水)～3月15日(水)  
**受付時間** 午前9時～午後4時  
**休日受付日** 2月19日(日)・2月26日(日)

※質問や必要書類の確認は、電話で問い合わせができます。

#### 【問い合わせ先】

香椎税務署 ☎661-1031(代)

※自動音声案内にそって、相談内容の番号をプッシュしてください。

### 香椎税務署での申告は「入場整理券」が必要です

#### 【入場整理券の配布】

- 当日配布(配布状況に応じて早めに受付を終了し、後日の来庁をお願いする場合があります)
- LINEアプリによる事前発行(ホームページで「国税庁」または「@kokuzei」と検索)

#### 【入場方法】

入場日時を表示した入場整理券または事前発行した画面を提示

# Step 3

## 申告に必要なもの

- ①令和4年1月～令和4年12月の収入がわかるもの ⇒ **A** へ
- ②控除のための書類 ⇒ **B** へ
- ③「マイナンバーカード」または「通知カード<sup>(注)</sup>と本人確認書類」  
(注) 通知カードについては、カードに記載されている住所・氏名などが申告時点と相違ない通知カードに限る
- ④本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳など)
- ⑤香椎税務署からの「確定申告お知らせハガキ」 ※届いた人のみ

### A

#### ①令和4年1月～令和4年12月の収入がわかるもの

##### 【営業や農業をしている、不動産所得がある】

○収入金額・必要経費の内容を記載した収支内訳書

○収入がわかる帳簿、領収書

##### 【給与所得や公的年金などの雑所得がある】

○支払いを受けたことを証明する給与・年金などの源泉徴収票

##### 【郵便局や信託銀行・

保険会社などからの年金がある】

○「支払年金額などのお知らせ」「年金給付額計算書」「年金支払証明書」など

##### 【保険の満期金や一時金などがある】

○収入と払い込み保険料がわかる明細書など

### B

#### ②控除のための書類

##### ■生命保険料、地震保険料の支払証明書

■国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の支払証明書、社会保険料任意継続分の領収証など

■身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書(要介護認定を受けた人) など

##### 【住宅ローン控除を受ける人】

※2年目以降の控除を受ける人

○住宅取得資金の借入金の年末残高証明書

○住宅借入金等特別控除額の計算明細書

##### 【寄附金控除(政治献金、社会福祉法人など)を受ける人】

○寄附した旨の記載がある領収書

※政治献金は、選挙管理委員会の確認印のある証明書が必要

##### 【寄附金控除(ふるさと納税)を受ける人】

○各自治体が発行する寄附金受領書



「ワンストップ特例」の申請をした人が確定申告をした場合や、6か所以上の自治体に寄附した場合、特例は無効となります。ふるさと納税分も含めて必ず確定申告をしてください。

##### 【火災などの災害による雑損控除を受ける人】

○被災した事実を証明する書類(り災証明書など)

○損失の明細書

○支払いを証明できる領収書など

○損害保険金の受領内容が判明するもの

## ②控除のための書類

## 【医療費控除を受ける人】

○医療費控除に関する明細書

※令和4年1月1日～令和4年12月31日に支払った医療費が対象です。

※医療保険者が発行する医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。

※領収書は税務署から提示または提出を求められる場合があるため、5年間保存する必要があります。

※「医療費控除の明細書」は国税局ホームページからダウンロードできます。



## 控除対象とならないものの例

○インフルエンザなどの予防接種

○診断書などの文書料

○入院時の差額ベッド代（病状により個室を使用する必要がある場合や、やむを得ず個室を使用する場合は対象）

## 【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

○健康の保持増進および疾病予防への取り組みを証明するもの（各種検診の領収書、結果通知表など）

○特定一般用医薬品等購入費を集計した明細書

※令和4年1月1日～令和4年12月31日に支払った医療費が対象です。

※本特例の適用と医療費控除の適用はいずれかに限られます。

※領収書は税務署から提示または提出を求められる場合があるため、5年間保存する必要があります。

○健康増進、疲労回復のための栄養ドリンクやサプリメントなどの購入費用

○人間ドックなどの健康診断のための費用（重大な疾病が発見され引き続き治療を受ける場合は対象）

## 香椎税務署へ確定申告を提出する人へ

自宅からパソコン・スマートフォンで申告ができるe-TAXが便利です。感染防止の観点からも、ぜひご利用ください。

## 【e-TAXの方法は2通り】

①マイナンバーカードを使って送信

## 【必要なもの】

マイナンバーカード、マイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライター

②IDとパスワードで送信

## 【必要なもの】

香椎税務署で発行するID、パスワード

※ID、パスワードを取得するには、申請者本人が顔写真付きの本人確認書類を持参してください。

【問い合わせ先】 香椎税務署  
☎661-1031（代）

## 商工業者向け無料税務相談

## 【実施日程】

1月 24日（火）、30日（月）

2月 2日（木）、6日（月）、9日（木）、  
13日（月）、15日（水）、17日（金）、  
20日（月）、21日（火）、22日（水）、  
27日（月）、28日（火）

3月 2日（木）、7日（火）、9日（木）、  
13日（月）、14日（火）、31日（金）

時間 午前10時～正午、午後1時～4時

場所 新宮町商工会館

担当税理士 杉町 雅さん

【問い合わせ先】 新宮町商工会

☎963-4567

※申告の受け付けはできません。

## 住民税での申告不要制度とは？

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式などの譲渡所得や、住民税が源泉徴収されている上場株式などの配当所得は、確定申告する必要がないとされています。(所得税での申告不要制度)。

確定申告をしない(申告不要制度を選択する)場合、これらの所得は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(以下、保険税など)の算定対象となる所得には含まれません。

しかし、損益通算や繰越控除、各種控除などの適用を受けるためなどの理由で確定申告をした(総合課税・申告分離課税を選択し、申告不要制度を選択しない)場合は、これらの所得についても、他の所得とともに、保険税などの算定対象に含まれることとなります。

ただし、保険税などは住民税の課税の取り扱いに準ずるため、確定申告をして上場株式などの譲渡所得や配当所得などの所得額が発生する場合であっても、手続きをして、住民税での申告不要制度を選択した場合は、保険税などの算定対象となる所得には含まれません。

### ○特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の住民税申告不要について

源泉徴収された特定配当などの額および特定株式等譲渡所得金額のすべてを申告不要にする場合は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄のうち「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にマルを記入することで住民税

### 【問い合わせ先】

#### ■保険税に関すること

役場住民課 ☎963-1733 (直)

#### ■住民税申告不要制度に関すること

役場税務課 ☎963-1731 (直)

の申告不要制度を選択できます。ただし、一部でも申告するものがある場合は当該欄にマルを記入することはできません。その場合には、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に役場税務課に住民税の申告書を提出することで、申告不要制度を選択できます。

選択による影響を考慮の上、申告するかどうかご自身で判断してください。

### ○源泉徴収選択の特定口座内の上場株式などの譲渡所得や配当所得などの取り扱い

#### 〈確定申告しない場合〉

配当所得等・株式等譲渡所得は保険税などの算定対象になりません。

#### 〈確定申告する場合〉

配当所得等・株式等譲渡所得(繰越損失適用後)は保険税などの算定対象になります。

確定申告の結果、見込まれる税額上の還付分や減額分と比べて、保険税などの増額分が上回る場合がありますので、ご注意ください。

また、令和4年度の税制改正において、令和6年度より所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。この改正は、令和6年度分住民税(令和5年分の所得税の確定申告)より適用されますので、ご注意ください。

## 確定申告にも便利なマイナンバーカード

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を利用して、パソコンやスマートフォンで確定申告ができます。



※マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターやスマートフォンが必要です。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期間は発行の日から5回目の誕生日までです。

役場2階マイナンバーカード交付室で電子証明書の更新や暗証番号の再設定手続きを行っています。有効期間などについて詳しくは役場住民課に問い合わせください。